

令和 4 年度自動車事故対策費補助金

（介護職員等緊急確保事業）公募要領

1. 本補助事業の趣旨

新型コロナウイルスの流行期にあっても、自動車事故による重度後遺障害者に対しては、障害福祉サービス事業者が法令上の人員配置基準に沿って行う介護水準を超える手厚い介護を行うことが必要であります。

今般、全国的に感染者の増加が懸念される中、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護サービスを提供する障害福祉サービス事業者（居宅介護を提供する事業者、重度訪問介護を提供する事業者並びに障害者支援施設及びグループホームの運営事業者）においては、コロナ対策に係る経費の増加が経営を圧迫し、介護人材の適切な配置を行うことが困難となり、重度後遺障害者に対して十分な介護を提供できなくなる懸念があるため、介護人材確保等に係る経費を補助することにより、受入環境の維持・整備を図ることで、自動車事故による重度後遺障害者及びそのご家族が安全・安心に日常生活が送れるよう環境整備を図ることを目的としています。

本補助事業は、令和 5 年 2 月 10 日（金）から令和 5 年 2 月 20 日（月）までの間、公募を行いますので、本公募要領を十分ご理解いただいた上でご応募ください。

2. 本補助事業の概要

（1）補助金事業名

介護職員等緊急確保事業

（2）予算額

5 億 5,856 万円

（3）補助対象事業者

本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」を行う事業所、同条第 3 項に規定する「重度訪問介護」を行う事業所、同条第 11 項に規定する「障害者支援施設」又は同条第 17 項に規定する「共同生活援助」を行う事業所（以下「障害者支援施設等」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去 3 か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含

む。)については本補助金への申請を原則制限するものとする。

- ① 補助を受けようとする国の会計年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）別表第 1 第 2 級以上に該当する者をいう。以下同じ。）が入所していること、又は利用していること。
- ② 事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。
- ③ 感染症対策に資する新たな職員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。

イ 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。）	生活支援員

ロ 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

- ④ 感染症対策に資する新たな職員を雇用するための求人情報の発信に要する経費（以下「求人情報発信費」という。）及び感染症対策に資する新たな職員を雇用するための職業紹介の利用に要する経費（以下「職業紹介利用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。
- イ 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる人員配置基準を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	従業者
重度訪問介護	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	従業者

- ロ 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること

（4）補助対象経費

補助対象経費は、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、補助対象事業を行うために真に必要な以下に掲げる経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費となります。

〔具体的な経費の科目〕

●人材雇用費

感染症対策に資する新たな職員の雇用に関する経費の対象となる補助対象事業の範囲は、令和 4 年 1 2 月 2 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に新たに雇用した従業者の雇用に係る経費。

●求人情報発信費

感染症対策に資する新たな職員を雇用するための求人情報の発信に要する経費。
なお、補助対象事業の範囲は以下のとおりとする。

- ① 大手就職情報サイト（主に学生を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトで、前年の登録者数がおおむね 2 5 万人以上のものをいう。）への掲載に係る経費
- ② その他求人情報の発信に要する次に掲げる経費（①に係る経費を同時に申請する場合に限る。）
 - イ) インターネットを活用した情報発信
 - ロ) パンフレット等の作成
 - ハ) その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの

●職業紹介利用費

感染症対策に資する新たな職員を雇用するための職業紹介の利用に要する経費。

なお、補助対象事業の範囲は以下に定める要件を満たすものとする。

- ① 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく手数料として支払う経費
- ② 自動車事故対策費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づく交付申請（以下単に「交付申請」という。）を行った日から起算して 3 箇月前の日より求人情報の発信を行い、かつ、当該求人情報の発信に係る募集人数に満たない雇用実績となっていること
- ③ 令和 4 年度において本補助金の交付申請（前項に規定する求人情報発信費に係る申請に限る。）を行っていないこと

（5）補助対象事業の実施期間

令和 5 年 3 月末日までに事業を完了し、かつ指定する期日までに支払いを完了することが必要となります。補助対象事業の実施期間外に支払われた経費等については、補助対象とはなりません。

（6）補助対象事業の補助率及び補助限度額

1. 人材雇用費にあつては、補助率を定額とし、当該年度の予算の範囲内で執行する。
2. 求人情報発信費にあつては、補助率を定額とし、1 障害者支援施設等につき 80 万円を補助限度額とする。
3. 職業紹介利用費にあつては、補助率を定額とし、1 障害者支援施設等につき新たに有料職業紹介事業者を通じて雇用した職員 3 名を上限に当該職員 1 名あたり 70 万円を補助限度額とする。
4. 前 3 号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

3. 本補助事業の選定（採択）

本補助事業は、上記 2.（3）を満たす者を選定（採択）します。

また、選定（採択）に当たって応募者が複数の場合は、以下の順とします。ただし、交付希望が多数あり、予算の制約の事由により全ての交付希望に添えない場合があります。

- ① 令和 4 年度中に自動車事故による重度後遺障害者が初めて入所及び利用する見込みがある障害者支援施設等。
- ② 既に自動車事故による重度後遺障害者が入所及び利用しているが、令和 4 年度中に具体的な新たな入所及び利用の見込みがある障害者支援施設等。
- ③ 既に自動車事故による重度後遺障害者が入所及び利用している障害者支援施設等。この場合、直近の経常収支率等を勘案の上、選定（採択）します。

なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。選定（採択）結果については、後日、書面により通知します。

4. その他留意事項

登録チケット販売事業者は、本事業に係る業務を行うために、下記のシステム機能について対応すること。

- (1) 名本事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」によるほか、本補助金の交付要綱及び実施要領に定めるところによります。
- (2) 予算額今回の公募による選定（採択）は、審査の結果、選定（採択）された場合に、事業を開始（着手）することが可能となり、その後、本補助金の交付要綱及び実施要領に基づく補助金の実績報告手続きを行っていただきます。当省は、提出された実績報告書の内容を審査した上で、適当と認められるものについて額の確定を行い、事業者へ通知します。
- (3) 補助対象事業者補助対象事業に係る経理について、帳簿及び全ての証拠書類を整理し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、事業完了後 5 年間保存しなければなりません。
- (4) 補助事業終了後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがあります。
- (5) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定取消し、補助金の返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (6) 事業完了後の実績報告書等の期限内の提出ができない場合には、補助金をお支払いすることができません。
- (7) 国土交通省に個人情報を提供する場合は、利用者・介護者に対して同意を得るなど、施設の個人情報保護方針に基づき対応してください。

- (8) 国土交通省の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき対応いたします。
- (9) 採否の理由等についてのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

5. 本補助事業の応募方法・問い合わせ先

(1) 事業者登録

必要事項を以下のメールアドレス宛てにメール送付ください。内容確認後、登録完了メールを送付いたします。

【必要事項】

事業者名、担当者名、担当者のメールアドレス、電話番号

【宛先（メールアドレス）】

koutsujiko-sien@koutsujiko-mlit.jp

(2) 応募方法

登録完了メールでお知らせする電子システムによる申請方法に従い、以下の書類1部を募集期間内（令和5年2月10日（金）～令和5年2月20日（月））に提出ください。

※ 電子システムによる申請が難しい場合はご相談ください。

【応募に必要な書類】

- ① 交付申請書（介護職員等緊急確保事業交付申請書）
- ② 応募者等の概要【様式1】、応募者の営む主な事業及びその内容が分かる資料
（事業者パンフレット、全部事項証明書、会社定款、事業指定通知書など）
- ③ 計画・経費所要額調書兼収支計算書【別紙】
- ④ 補助対象となる障害者支援施設等における上記2.（3）②で規定する在宅重度後遺障害者の入居または利用状況がわかる書類
- ⑤ 当該年度の収支予算書
- ⑥ 直近の財務諸表
- ⑦ 人材雇用費にあっては以下に掲げる書類
 - イ) 職員名簿
 - ロ) 介護給付等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における介護給付費等の算定に係る体制等状況がわかる書類
 - ハ) 従業員の勤務の態勢及び勤務形態一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における従業員の常勤換算方式による員数及び当該障害者支援施設等における人員配置基準を満たすために必要となる従業員の常勤換算方式による員数を明らかにした

書類

- ニ) 補助対象期間中に当該職員の雇用する計画がわかる書類（写）
- ホ) 看護師を置いていることを明らかにした書類又は社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていることを証する書類若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であることを証する書類
- ⑧ 求人情報発信費にあつては、申請内容に係る見積書（写）
- ⑨ 職業紹介利用費にあつては以下に掲げる書類
 - イ) 交付申請を行った日から起算して三箇月前の日より求人情報の発信を行っていることがわかる書類（写）
 - ロ) 申請内容に係る見積書（写）
 - ハ) 職業安定法第 32 条の 4 第 1 項の規定に基づき交付を受けた許可証（写）
 - ニ) 求人情報の発信を行っているものの当該求人情報の発信に係る募集人数に満たない雇用実績となっていることを証する自認書

※必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

【応募書類の提出先・問い合わせ先】

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（介護職員等緊急確保事業）

〒105-0003

東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 14 階

E-mail : koutsujiko-sien@koutsujiko-mlit.jp